

令和6年度 子どものための教育・保育給付費の支払い等について

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、（当月払）＋（追加払）の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日 or 25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各事業所に審査結果のお知らせ（電子画面で確認）が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。